

あきる野市高齢者在宅サービスセンター指定管理者選定要領

本要領は、あきる野市が、あきる野市高齢者在宅サービスセンター（以下「センター」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により評価及び選定するための方法、基準等を示すものである。

1 対象施設

- (1) 高齢者在宅サービスセンター 萩野センター
- (2) 高齢者在宅サービスセンター 開戸センター

2 指定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（5年間）

3 候補者の審査方法

(1) 候補者の審査方法

候補者を選定するための審査は、応募者から提出された申請書類の書類審査（資格審査を含む。）及びプレゼンテーション（業務内容提案）審査により行う。

資格審査は、センターの所管課において実施する。また、書類審査及びプレゼンテーション審査は、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施し、候補者を選定する。なお、選定委員会は非公開で行う。

(2) 審査の進め方

候補者の審査は、次の手順で実施する。

ア 資格審査

提出された申請書類により、健康福祉部高齢者支援課において応募資格に関する資格審査を行い、その結果を全応募者に通知する。

資格審査は、市内に事務所又は事業所を置く法人で次の各号に該当しないかを審査する。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当する者
- (イ) 応募書類提出時において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- (ウ) 市税、法人税、消費税等を滞納している者
- (エ) 会社更生法、民事再生法等により、更生又は再生手続を開始している者
- (オ) 地方自治法第92条の2、第142条、第166条、第168条及び第180条の5に該当する者
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う者
- (キ) あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条の規定に該当しない団体

イ 書類審査及びプレゼンテーション審査

資格審査の合格者（以下、「提案者」という。）を対象として、選定委員会において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を行う。

プレゼンテーション審査は、提案者ごとに説明を行い、その後選定委員会の委員からの質疑応答を実施の上、次に示す評価基準により審査を行い、センターの設置目的を最も効果的に達成することができる者と認められる者を候補者とする。

4 評価基準

審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価の採点は、次のとおり6段階の評価点（0点から5点まで）に係数（重点項目の比率）を乗じて採点する。

なお、指定管理料の提案額についての採点は、計算式（小数点以下第2位を四捨五入）のとおりにし、指定管理料基準額※を超えている提案額及び採点が25.0点を超える提案額を提示してきた団体は、失格とする。

| 評価項目 | 評価点 | 係数 | 採点 | | |
|--------------|-----|------------------------|-----|---|--|
| 施設の管理に関すること | | | | | |
| 基本的な考え方 | 1 | 管理運営の基本方針 | 0～5 | 1 | |
| | 2 | 法令遵守、環境への配慮 | 〃 | 1 | |
| 団体の経営能力 | 3 | 団体の経営状況・運営実績 | 〃 | 2 | |
| | 4 | 受託への意欲及び熱意・施設管理の計画 | 〃 | 1 | |
| | 5 | 安全管理への対応 | 〃 | 1 | |
| 人材育成・雇用等 | 6 | 社員等の育成 | 〃 | 1 | |
| | 7 | 利用者等への対応 | 〃 | 1 | |
| | 8 | 人員配置の計画・人員確保の取組 | 〃 | 1 | |
| 事業計画に関すること | | | | | |
| 年間事業計画 | 9 | 年間事業計画の基本方針・提案内容 | 〃 | 3 | |
| 公共性の取組 | 10 | 自主事業及び地域の高齢者福祉拠点としての提案 | 〃 | 2 | |
| 管理運営経費に関すること | | | | | |
| 指定管理料の提案額 | 11 | 235－(220×提案額/指定管理料基準額) | | | |
| 収支計画 | 12 | 施設管理及び事業運営経費の収支計画の妥当性 | 〃 | 1 | |
| 評価合計 | | | | | |

※ 指定管理料基準額は、「あきる野市指定管理者収支予算書（モデル）」に示している指定管理料とします。

5 選定方法

評価基準に基づき、提出書類とプレゼンテーションの内容を採点し、選定委員会の各委員の評価合計を集計した総合計が最も高い団体を候補者に選定する。ただし、この団体の総合計が出席委員数で算定する総合計の満点の5分の3を超えていない場合には、該当者なしとし、別途、候補者の選定を行う。なお、総合計が同点の場合は、採点の高い委員の多い提案者を上位とする。

また、候補者との協議の不調により、当該団体が候補者を辞退等した場合には、次に高い評価を得た団体を候補者として選ぶことができるものとする。

6 審査結果の通知

選定委員会の審査結果については、提案者全員に文書で通知するとともに、応募団体名、評価結果、総合的な評価点及び候補者として選定した団体の選定理由について、市ホームページで公表する。